

第32回呉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

令和2年10月20日(火)幹部会議終了後
Web会議方式

1 開 会

2 呉市新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 国、県の動向について（福祉保健部）

(2) 呉市の現状（福祉保健部、産業部）

3 その他

4 市長・副市長発言

5 閉 会

令和2年10月20日

呉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料

福祉保健部福祉保健課, 産業部商工振興課

呉市新型コロナウイルス感染症対策について

(令和2年10月20日時点)

1 国・県の動向について

●国の対応状況

- 3月26日 特措法に基づく対策本部を設置
- 3月28日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定
- 4月1日 政府専門家会議開催。「都市部を中心に感染者が急増している」との現状分析
- 4月2日 厚労相から、感染者が急増する地域で、軽症患者等を自宅・宿泊施設での療養させる方針
- 4月7日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 4月7日 「新型コロナウイルス感染症経済対策」閣議決定
- 4月7日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出
※対象地区：埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，大阪府，兵庫県，福岡県
- 4月11日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 4月16日 「緊急事態宣言」の対象を全都道府県に拡大
- 4月16日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 5月4日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 5月7日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長
- 5月14日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の対象区域を変更
- 5月14日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 5月21日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の対象区域を変更
- 5月21日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 5月25日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言」発出
- 5月25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 7月22日 「イベント開催制限の段階的緩和の目安」変更
- 8月7日 「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」
発出
- 8月28日 「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」発出
- 9月11日 「11月末までの催物の開催制限等について」発出
- 10月14日 「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」一部改正
(感染症法に基づく入院措置の対象について見直し)
- 10月15日 「現在の感染状況に対する分科会から政府への提言」発出

●県の対応状況

- 3月26日 特措法に基づく県対策本部を設置
- 3月28日 県内（広島市）で5・6例目の感染を確認
- 3月29日 県対策本部員会議開催
- 4月1日 県内（広島市）で7～10例目の感染を確認
- 4月2日 県内（福山市）で11例目の感染を確認
- 4月3日 県内（福山市・府中町）で12・13例目の感染を確認
- 4月4日 県内（東京都（広島市帰省）・福山市）で14・15例目の感染を確認
- 4月9日 新型コロナウイルス感染症専門員会議開催
- 4月10日 知事及び保健所設置市3市長との新型コロナウイルス感染症対策に関する会議（WEB会議）開催
- 4月10日 知事から週末における外出自粛要請
- 4月12日 新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催
- 4月13日 知事及び県内首長との新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応に関する会議（WEB会議）開催
- 4月13日 知事から「感染拡大警戒宣言」による外出自粛要請の平日への拡大要請
- 4月16日 広島県対策本部員会議開催
- 4月18日 新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催
- 4月18日 広島県対策本部員会議開催
「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等」発出
- 5月3日 新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催
- 5月4日 知事及び県内首長との新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応に関する会議（WEB会議）開催
- 5月5日 広島県対策本部員会議開催
「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等」変更
- 5月15日 新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催
- 5月15日 知事及び県内首長との新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応に関する会議（WEB会議）開催
- 5月15日 広島県対策本部員会議開催
「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等」解除
「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」制定
- 5月22日 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正
- 5月29日 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正
- 6月18日 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正
- 7月9日 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正
- 7月21日 「感染拡大に対する警戒強化宣言 ～第2波を防ぐために」発出
- 7月31日 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正
- 8月31日 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正
- 9月15日 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」改正
- 10月17日現在 県内で635例(帰省中, 東京都居住, 大阪府居住, 岡山県居住, 愛媛県居住 各1例, 再度感染7例除く)の感染を確認

2 呉市の現状

(1) 感染者の状況（国内 10/18 0:00 時点、県内 10/17 19:00時点、市内 10/19 0:00 時点）

国内感染者	92,656例（うち入院治療等を要する重症者145例、退院又は療養解除となった者85,485例）※死亡者1,670名				
県内感染者 (635例)	○呉市(118) ○広島市(340[再度感染者2名を除く]) ○尾道市(5) ○世羅町(1) ○福山市(74[再度感染者4名を除く]) ○府中町(9) ○江田島市(2) ○庄原市(4) ○東広島市(4) ○三次市(45) ○廿日市市(11) ○大崎上島町(1) ○熊野町(3) ○三原市(2) ○海田町(6) ○安芸郡(1) ○府中市(4) ○坂町(2) ○大竹市(1) ○非公表(2) [東京都(広島市帰省)(1), 大阪府(1), 岡山県(1), 東京都(1), 愛媛県(1), 非公表(再度感染者(1)), 呉市外(2)を除く] 新型コロナウイルス感染者の県内発生状況等(陽性件数:17日, 検査件数:15日現在)				
	検査件数 (累計)	陽性件数 (累計)	入院・療養中ほか (内 入院(重症)数)	退院等累計	死亡
	26,029 【 3,589 】	637 【 118 】	39 (39 (0)) 【 21 (21 (0)) 】	594 【 96 】	4 【 1 】
	【 】…呉市内の状況 退院等には療養期間経過により、宿泊療養施設から退所した者等を含む				
市内感染者 (118例)	呉市の新型コロナウイルス感染者等の状況等 (10月17日分まで)				
	感染者の年代		推定される感染経路		
	20歳未満	13 (11.0%)	陽性者との接触	108 (91.5%)	
	20～60歳代	76 (64.4%)	(内 呉市内での接触)	(101 (85.6%))	
	70歳代以上	29 (24.6%)	感染経路不明	10 (8.5%)	
		(内 感染経路調査中)	(5 (4.2%))		
直近1週間のPCR等検査数※		48			
内 陽性数 (陽性率)		0 (0%)			
※10月12日～10月18日					

※国内感染者には、クルーズ船事例は含んでいません。

(2) 県内相談窓口の相談状況（10/15 現在）

相談日	相談件数	相談内容					
		症状等の健康相談	医療体制等	予防・治療等	渡航	流行地域からの帰国者からの相談	その他
1/29～10/8	117,291	79,139	3,957	3,684	417	235	29,859
呉市分	6,368	4,357	145	241	15	8	1,602
10月9日(金)	328	210	4	4	1	1	108
呉市分	56	38	0	1	0	0	17
10月10日(土)	232	169	1	0	1	1	60
呉市分	46	31	0	0	0	0	15
10月11日(日)	232	177	3	2	0	0	50
呉市分	30	25	0	0	0	0	5
10月12日(月)	411	265	6	2	1	0	137
呉市分	39	23	0	0	0	0	16
10月13日(火)	251	153	3	3	1	0	91
呉市分	21	15	0	0	0	0	6
10月14日(水)	296	195	2	1	0	0	98
呉市分	19	15	1	0	0	0	3
10月15日(木)	303	180	2	9	1	1	110
呉市分	24	19	0	0	0	0	5
合計	119,344	80,488	3,978	3,705	422	238	30,513
呉市分	6,603	4,523	146	242	15	8	1,669

(3) PCR等検査の実施状況（10/15 現在）

検査実施日	検査件数（ ）内は陽性件数						
	行政機関実施					医療機関 実施 (※)	合 計
	保健所設置市分			県保健所 管内分	小計		
	広島市	呉市	福山市				
1/29～10/8	8,817 (324)	3,243 (102)	4,154 (68)	6,417 (102)	22,631 (596)	2,176 (14)	24,807 (610)
10月9日(金)	30 (0)	87 (2)	9 (0)	22 (0)	148 (2)	105 (1)	253 (3)
10月10日(土)	23 (0)	70 (2)	3 (0)	12 (0)	108 (2)	62 (0)	170 (2)
10月11日(日)	12 (0)	160 (12)	21 (2)	10 (0)	203 (14)	25 (0)	228 (14)
10月12日(月)	6 (0)	8 (0)	8 (0)	9 (0)	31 (0)	43 (1)	74 (1)
10月13日(火)	25 (1)	13 (0)	30 (0)	29 (0)	97 (1)	53 (0)	150 (1)
10月14日(水)	28 (1)	4 (0)	4 (0)	16 (0)	52 (1)	129 (2)	181 (3)
10月15日(木)	27 (0)	4 (0)	7 (0)	22 (0)	60 (0)	106 (1)	166 (1)
合 計	8,968 (326)	3,589 (118)	4,236 (70)	6,537 (102)	23,330 (616)	2,699 (19)	26,029 (635)

※ 医療機関実施の検査件数は、医療機関からの報告により随時更新する。

(4) 自立支援室等への相談状況等 (10/16 現在)

① 新型コロナウイルス感染症に関する相談件数 (生活・住まい等)

(件数)

	3/16~ 10/9	10/12 (月)	10/13 (火)	10/14 (水)	10/15 (木)	10/16 (金)	週間計	累計
相談件数	2,155	18	17	13	17	18	83	2,238

- ・収入減などの生活相談
- ・②の生活福祉資金貸付金と③の住居確保給付金の相談件数を含む。

② 生活福祉資金貸付金の相談・申請件数 (呉市社会福祉協議会)

(件数)

		3/25~ 10/9	10/12 (月)	10/13 (火)	10/14 (水)	10/15 (木)	10/16 (金)	週間計	累計	
相談件数		1,553	10	12	4	6	13	45	1,598	
申請 件数	緊急小 口 資金	10万円	154	0	0	0	0	0	154	
		20万円	365	0	3	0	0	1	4	369
	総合支援資金		139	4	1	0	1	4	10	149
	計		658	4	4	0	1	5	14	672

- ・緊急小口資金：主に休業された方， 総合支援資金：主に失業された方
- ・貸付金は，申請後，審査を含めて5日前後で口座に振り込まれている。

③ 住居確保給付金の相談・申請件数 (生活支援課自立支援室)

(件数)

	3/16~ 10/9	10/12 (月)	10/13 (火)	10/14 (水)	10/15 (木)	10/16 (金)	週間計	累計
相談件数	435	2	1	0	1	1	5	440
申請件数	87	0	0	0	0	0	0	87

(5) 商工振興課 補助金ほか認定件数等 (10/16 現在)

① 新型コロナウイルス感染症に関する持続化補助金証明書発行件数

(件数)

区分	発行日	10/12 (月)	10/13 (火)	10/14 (水)	10/15 (木)	10/16 (金)	週間計	累計
	3/10～ 10/9							
発行件数	58	0	0	0	0	0	0	58

② セーフティネット保証4, 5号及び危機関連保証の認定件数

(件数)

区分	認定日	10/12 (月)	10/13 (火)	10/14 (水)	10/15 (木)	10/16 (金)	週間計	累計
	3/2～ 10/9							
セーフティネット保証 4号(3/2～)	1,314	9	3	5	2	4	23	1,337
セーフティネット保証 5号(3/6～)	175	0	1	2	2	0	5	180
危機関連保証 (3/6～)	268	3	0	2	1	2	8	276
計	1,757	12	4	9	5	6	36	1,793

※上記の数値は呉市での認定件数であり、実際の融資件数とは異なります。

③ 呉市事業者向け補助金等申請サポート事業補助金交付決定件数

(件数)

区分	決定日	10/12 (月)	10/13 (火)	10/14 (水)	10/15 (木)	10/16 (金)	週間計	累計
	5/11～ 10/9							
社会保険労務士	126	0	5	13	0	0	18	144
行政書士	550	0	0	36	0	0	36	586
計	676	0	5	49	0	0	54	730

④ 行政書士による無料相談窓口の相談件数（市役所1階）

(件数)

区分	相談日	5/11～	10/10	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15	10/16	週間計	累計
		10/9	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)		
相談		977	2	1	5	4	4	1	6	23	1,000

⑤ 小規模企業応援給付金申請件数及び振込件数

(件数)

区分	日付	6/4～	10/10	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15	10/16	週間計	累計
		10/9	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)		
申請		4,939	0	0	0	0	0	0	0	0	4,939
振込		4,793	0	0	0	0	0	11	0	11	4,804

⑥ 宣言店給付金申請件数及び振込件数

(件数)

区分	日付	8/3～	10/10	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15	10/16	週間計	累計
		10/9	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)		
申請		1,876	14	0	19	16	23	23	14	109	1,985
振込		1,666	0	0	0	0	0	176	0	176	1,842

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令について

令和2年10月9日閣議決定

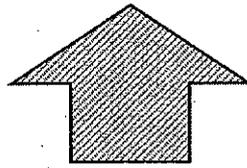
趣旨

これまでに把握されている医学的知見や有識者の意見を踏まえ、季節性インフルエンザの流行も見据え、医療資源を重症リスクのある者等に重点化していくため、感染症法に基づき入院措置の対象について見直しを行う。

内容

現行

感染者は全員入院対象とできる。



改正後

- 高齢者や基礎疾患を有する等の重症化リスクのある者など医学的に入院治療が必要な者、
- 感染症のまん延防止のため必要な事項を守ること
に同意しない者
を入院対象とする（※1）

（※1）上記のほか、都道府県知事等がまん延を防止するため入院を必要と認める者について、合理的かつ柔軟に入院対象とすることができることとする（省令事項）。

※2 併せて、別途、次の季節性インフルエンザの流行期も見据え、疑似症患者の届出を入院症例に限ることとする（現行は全数）。
（省令事項。施行期日：10月14日）

施行期日等

○公布日：令和2年10月14日

○施行期日：公布の日から起算して10日を経過した日（10月24日）

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令 (概要)

1. 改正の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号。以下「指定令」という。）により、
 - ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第8項の指定感染症として定められており（第1条）、
 - ・ 準用する感染症法の規定及び所要の読替えを規定することで、都道府県知事（保健所設置市の長及び特別区の長を含む。以下同じ。）が感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置等の必要な措置を講ずること等を可能としているところ（第3条）。
- 新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組（令和2年8月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、指定令の一部を改正することとする。

【参考】新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組（抄）

1. 感染症法における入院勧告等の権限の見直し

- 新型コロナウイルス感染症については、指定感染症として行使できる権限の範囲が、当時の医学的知見を踏まえ、結核やSARS、MERSといった二類感染症以上となっている。今後、これまでに把握されている医学的知見や有識者の意見を踏まえ、まん延防止を図りつつ、保健所や医療機関の負担の軽減や病床の効率的な運用をさらに図るため、軽症者や無症状者について宿泊療養（適切な者は自宅療養）での対応を徹底し、医療資源を重症者に重点化していくこととし、こうした方向性の下、季節性インフルエンザの流行期も見据え、感染症法に基づく権限の運用について、政令改正も含め、柔軟に見直しを行っていく。

2. 改正の概要

- 指定令第3条において準用する感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置の対象を、65歳以上の者、呼吸器疾患を有する者等に限定することとする。

3. 根拠条項

- 感染症法第7条第1項及び第66条

4. 施行期日等

- 公布日：令和2年10月中旬（予定）
- 施行期日：公布の日から起算して10日を経過した日

健 発 1014 第 5 号

令 和 2 年 10 月 14 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部
を改正する政令等について（施行通知）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）については、我が国及び海外における新型コロナウイルス感染症の発生状況の変化等を踏まえ、本日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和2年政令第310号。以下「改正政令」という。）及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める者等を定める省令（令和2年厚生労働省令第172号）が公布され、令和2年10月24日から施行される。

これらの命令の概要は、下記のとおりであるので、貴職におかれては、内容を十分御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関等への周知を図り、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号。以下「指定令」という。）により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第8項の指定感染症として定められており、感染症法の規定を準用するとともに、その所要の読替えを規定することで、都道府県知事（保健所設置市の長及び特別区の長を含む。以下同じ。）が感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置等の必要な措置を講ずること等を可能としている。

今般、これまでに把握されている医学的知見等を踏まえ、季節性インフルエンザの流行時期も見据え、医療資源を重症者や重症化リスクのある者に重点化していく観点から、新型コロナウイルス感染症に係る入院の勧告・措置について見直しを行うこととする。

2 改正の内容

指定令第3条において準用する感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置の対象を、以下（1）及び（2）の対象者に限定することとする。

（1）65歳以上の者、呼吸器疾患を有する者その他の厚生労働省令で定める者

具体的には、以下のいずれかに該当する者である。

- ① 65歳以上の者
- ② 呼吸器疾患を有する者
- ③ 上記②に掲げる者のほか、腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ④ 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ⑤ 妊婦
- ⑥ 現に新型コロナウイルス感染症の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度であるもの
- ⑦ 上記①から⑥までに掲げる者のほか、新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者
- ⑧ 上記①から⑦までに掲げる者のほか、都道府県知事が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者

（2）上記（1）以外の者であって、当該感染症のまん延を防止するため必要な事項

として厚生労働省令で定める事項を守ることに同意しない者

「厚生労働省令で定める事項」は、次のとおりである。

- ア 指定された期間、指定された内容、方法及び頻度で健康状態を報告すること
- イ 指定された期間、指定された場所から外出しないこと
- ウ 上記ア及びイに掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要な事項

上記のアからウについては、宿泊療養又は自宅療養の際の感染防止に係る留意点を指す。具体的には、

- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」(令和2年4月2日付け事務連絡。同年6月25日最終改正。) ¹、
- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル(第3版)」(令和2年6月15日付け事務連絡) ² (なお、様式1で説明文書のモデル例がある。)、
- ・「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」(令和2年4月2日付け事務連絡) ³、
- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項(第4版)」(令和2年8月7日付け事務連絡) ⁴ (なお、別添2で留意事項等の周知文書の参考例がある。)

等を参考にすること。

3 施行期日

公布の日から起算して10日を経過した日(令和2年10月24日)から施行する。

4 経過措置

(1) 改正政令の施行の前に行われた措置に係る指定令第3条において準用する感染症法第58条(第10号及び第12号に係る部分に限る。)の規定により支弁する費用及び指定令第3条において準用する感染症法第61条第2項の規定により負担する負担金については、なお従前の例による。

(2) 改正政令による改正前の指定令(以下「旧令」という。)第3条において準用す

¹ 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について(令和2年4月2日付け事務連絡。同年6月25日最終改正。) <https://www.mhlw.go.jp/content/000644314.pdf>

² 新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル(第3版)」(令和2年6月15日付け事務連絡) <https://www.mhlw.go.jp/content/000640246.pdf>

³ 新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」(令和2年4月2日付け事務連絡) <https://www.mhlw.go.jp/content/000618528.pdf>

⁴ 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項(第4版)」(令和2年8月7日付け事務連絡) <https://www.mhlw.go.jp/content/000657891.pdf>

る感染症法第 19 条又は第 20 条の規定による入院に係る感染症法第 73 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、旧令の規定は、なおその効力を有する。

5 その他

新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者及び軽症患者で入院が必要な状態ではないと判断される者については、引き続き、宿泊療養又は自宅療養を求めること。

10月13日新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおいて感染状況の評価をいただいた。分科会としては、現状の状況の背景に何があるのかを議論し、そのうえで、政府に対して以下のことを提言させていただきたい。

1. 現在の状況

- (1) 最近の感染状況を見ると、感染の「増加要因」と「減少要因」が拮抗しており、多くの都道府県で大幅な増加がみられない一方で、急激な減少もみられない状況が続いている。
 - ・ 「増加要因」としては、連休中の人の移動にもみられるように、なるべく「普通の生活」に戻りたいという気持ちが社会で醸成され、人々の活動が活発化している。そうした中、クラスター発生の場面も多様化していることなど、が挙げられる。
 - ・ 一方、「減少要因」としては、感染リスクの高い場面が明らかになりつつあり、人々が感染リスクの高い場所・行動を控えている。一方、クラスターが発生した場合でも、これまでの経験を活かし、関係者が迅速かつ効果的な対応をとってきたことなど、も挙げられる。
- (2) しかし、現在の拮抗状況は、この2つの要因のバランス次第で、いつ崩れてもおかしくない。事実、全国的に7月末のピーク時から減少～横ばい傾向を経たうえで、地域によっては増加傾向を示すに至っている。特に、クラスターの連鎖が発生した場合に、上昇に転じるリスクを抱えている。

2. 政府への提言

- (1) クラスターがどのような状況で発生するのか徐々に分析が進んできたが、さらに専門家としても詳細な分析を進めるので、政府においては、そうした分析を踏まえ、どのような具体的な行動がリスクが高いか、低いか、国民に分かりやすく説明していただきたい。これからもクラスターは発生する可能性があるが、感染拡大防止には早期のクラスター対応が有効と分かってきたので、関係者にはクラスターが発生した場合には、早期に適切な対応を行うことを求めたい。
- (2) なお、感染状況は地域によって異なるので、各地域の感染状況のステージ等の状況を考慮して、各都道府県は、国と協力して、地域の実情に応じた効果的な対策をとっていただきたい。